

さいたま市告示第 583 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者について、同条第 2 項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定納付受託者

	名称	事務所の所在地
(1)	三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋四丁目 5 番 15 号
(2)	むさしのカード株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 10 番地 8
(3)	りそなカード株式会社	東京都江東区木場一丁目 5 番 25 号

2 指定をした日

令和 7 年 3 月 28 日

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 納付事務に係る歳入等

- (1) 住民票の写し、戸籍、税証明書その他証明書の交付手数料
- (2) 臨時運行許可手数料
- (3) 粗大ごみ等処理手数料
- (4) 行政資料複写代金
- (5) 物品売払収入
- (6) 観覧料及び入館料
- (7) 施設等使用料
- (8) 講座等の参加費
- (9) 一時保育利用料
- (10) 各種申請に係る手数料
- (11) し尿処理施設有価物販売代金
- (12) 生産物販売代金
- (13) 撤去自転車等返還手数料

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所出納室出納課出納係
- (2) 電話 048（829）1599

出納室出納課
令和7年4月15日まで